

規制除外車両の申請について

※規制除外車両の事前届出は対象車両のみになります。

事前届出対象車両以外の車両につきましては、災害等が発生して緊急交通路が指定されてからの申請になります。

※規制除外車両事前届出

1 申請時に必要な書類（各2通）

- (1) 規制除外車両事前届出書
- (2) 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し
- (3) 次のいずれかの書類

ア 医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類の写し

イ 医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類の写し

ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）であることを確認することができる写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの）

エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両であることを確認することができる写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの）

なお、重機輸送用車両については、建設用重機と同一の使用者による届出に限って受理することとし、写真は重機を積載した状況のものとしします。

2 申請先

原則としまして、車検証の使用の本拠の位置を管轄する警察署の交通課になりますが、宮崎県警察本部交通規制課に申請することもできます。

3 申請者

車両の使用者又は管理責任者とします。

車両の使用者は車両を使用する個人ではなく、車検証等の使用者欄に記載のある団体等の責任者等になります。

申請先に書類を提出に来る人についての指定はありませんが、申請内容についてある程度説明できる方をお願いします。

4 申請時の流れ

- (1) 必要書類を用意して上記申請先で申請してください。
- (2) 申請受理後、緊急通行車両としての確認を行います。
- (3) 規制除外車両事前届出済証を交付します。

※申請から交付までは1～2週間程度かかります。

※規制除外車両事前届出対象外の規制除外車両

1 申請時に必要な書類

- (1) 規制除外車両通行申請書
- (2) 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し

2 申請先

原則としまして、車検証の使用の本拠の位置を管轄する警察署の交通課になりますが、宮崎県警察本部交通規制課に申請することもできます。

3 申請者

車両の使用者又は管理責任者とします。

車両の使用者は車両を使用する個人ではなく、車検証等の使用者欄に記載のある団体等の責任者等になります。

申請先に書類を提出に来る人についての指定はありませんが、申請内容についてある程度説明できる方をお願いします。

4 申請時の流れ

- (1) 必要書類を用意して上記申請先で申請してください。
- (2) 申請受理後、規制除外車両としての確認を行います。
- (3) 規制除外車両確認証明書と標章を交付します。